

国民健康保険に加入している方へ

国民健康保険税納税通知書を発送します

☎ 伊奈庁舎国保年金課（内線4404,4410）

令和7年度国民健康保険税納税通知書（納税通知書）は7月9日（水）に世帯主あてに発送予定です。

国民健康保険税（以下「国保税」）は、世帯単位（世帯主課税）のため、世帯主がほかの保険に加入している場合でも、納税通知書などは世帯主あてに発送します。お手元に届きましたら内容をご確認ください。

▶ 税額

税額は、国民健康保険加入者の前年中の所得で算定します。未申告の方は、国保税が正しく算定されない状態のまま納税通知書をお送りすることになりますので、申告するようお願いいたします（申告についてのお問い合わせは税務課へ）。

▶ 年度の途中で75歳になる方

75歳になる月の前月分までの税額となっており、75歳になった後の税額は含まれていません（75歳からは後期高齢者医療制度に移行します）。

▶ 納付方法

○普通徴収（納付書払いまたは口座振替払い）の場合
同封の納付書または口座振替で、各納期限までに納付してください。口座振替の振替日は、各納期限日になるので、それまでに預貯金残高をご確認ください。

○特別徴収（年金天引き）の場合

年金支払いの際に国民健康保険税が差し引かれるため、ご自身での納付は必要ありません。

便利なキャッシュレス納付もご利用できます。
詳しくは市ホームページをご覧ください。



国民健康保険税を改定しました

令和7年度から、国保税を改定しました。

▶ 税額の算出

国保税は、加入者全員にかかる「医療保険（基礎課税額）分」「後期高齢者支援金分」、40歳から65歳未満の方にかかる「介護保険分」の合計が1年間の税額となります。

なお、それぞれ前年中の所得に応じて負担する「所得割」と、加入者全員が負担する「均等割」があります。

▶ 改定1 税率などの引き上げ

安定した国民健康保険の運営のため、令和7年4月1日から、右表のように改定しました。

区分		改定前	改定後
医療保険（基礎課税額）分	所得割	5.8%	5.9%
	均等割	2万1,800円	2万5,700円
後期高齢者支援金分	所得割	1.8%	2.1%
	均等割	1万3,400円	1万4,300円
介護保険分 (40歳から65歳未満の方)	所得割	1.2%	1.5%
	均等割	1万3,700円	1万4,700円

▶ 改定2 課税限度額の引き上げ

国保税には年間の上限度額（課税限度額）が定められています。国の改定に合わせ、右表のように改定しました。

区分	改定前	改定後
医療保険（基礎課税額）分	65万円	66万円
後期高齢者支援金分	24万円	26万円
介護保険分	17万円 ※変更なし	
計	106万円	109万円

▶ 改定3 軽減判定所得の引き上げ

世帯主と加入者の前年所得が一定額以下の場合は、所得に応じて「均等割」が7割、5割、2割の割合で軽減されます。今回の改定では、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得をそれぞれ引き上げました。

※この軽減を受けるための申請は不要です。

軽減割合	改定前	改定後
7割	43万円+10万円×（給与所得者等 ^{※1} の数-1）※変更なし	
5割	43万円+29万5,000円×国保加入者数 ^{※2} +10万円×（給与所得者等 ^{※1} の数-1）	43万円+30万5,000円×国保加入者数 ^{※2} +10万円×（給与所得者等 ^{※1} の数-1）
2割	43万円+54万5,000円×国保加入者数 ^{※2} +10万円×（給与所得者等 ^{※1} の数-1）	43万円+56万円×国保加入者数 ^{※2} +10万円×（給与所得者等 ^{※1} の数-1）

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人を含む

※基準以下の場合が対象